

## 大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代が多世代のふれあえる家庭環境を構築することにより、地域の活性化等を図ることを目的とし、大和町で新たな三世代家族の同居を目的に、引越し又はリフォーム工事を行なった場合に、予算の範囲内で大和町三世代同居応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象者 この要綱において補助金の対象となる者をいう
- (2) 引越し 町内に住所を異動し、三世代家族の同居を目的に行なった引越しをいう
- (3) リフォーム工事 三世代家族の同居を目的に、既存の住宅の増築、改築、模様替え、修繕又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう
- (4) 三世代家族 補助対象者、その配偶者、それらが扶養する中学生以下の子ども及び補助対象者、その配偶者の父又は母で構成される家族をいう
- (5) 同居 親世帯と子世帯が、同一の住宅又は同一の敷地内若しくは隣接地の住宅に居住する場合をいう
- (6) 子世帯 中学生以下の子どもとその親で構成される世帯をいう
- (7) 親世帯 子世帯の世帯主若しくはその配偶者のいずれかの親又は祖父母で構成される世帯をいう
- (8) 扶養 補助対象者又はその配偶者の子で、生計を同一にし、監護していることをいう
- (9) 住宅 補助対象者、その配偶者又はその二親等以内の親族が所有する、補助対象者の家族の居住の用に供する家屋で、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えていることをいう
- (10) 町税等 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう

### (補助対象者の要件)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 子育て世帯が町内に転入又は転居し、前条第4号に規定する三世代家族となった者
- (2) 次のいずれかの居住要件に該当する者
  - ア 転入日から起算して過去継続して2年以上町外に居住し、当該地に転入した者
  - イ 転居日から起算して過去継続して2年以上（町外居住通算可）町内に居住し、当該地に転居した者

ウ 上記のほか、前住地の居住年数や家族の状況を勘案し町長が居住要件を満たすと判断した者

- (3) 中学生以下の子どもを扶養している者
- (4) 三世代家族で同居する継続意志がある者
- (5) 地域行事（コミュニティ活動）への参加及び協力意志のある者
- (6) 世帯全員が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者
- (7) 同居する世帯全員に、町税等の滞納がない者
- (8) 同居する世帯全員が、過去にこの要綱による補助を受けたことがない者  
（補助対象事業）

第4条 この補助金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 補助対象者が事業を施行した引越し事業又はリフォーム工事事業（以下「対象事業」という。）で、引渡しを受けたものであること。ただし、第2条第9号に規定する住宅が二親等以内の親族が所有するものである場合に限り、その二親等以内の親族が行ったリフォーム工事事業も対象に含めるものとする。
- (2) 別表第1で定める対象事業であること
- (3) 申請日から起算して過去1年以内に新たに三世代家族が同居及び対象事業で引渡しを受けたものであること。
- (4) 過去にこの要綱による補助を受けたことがないこと

2 次の各号に掲げるものは補助対象事業の費用に含めないものとする。

- (1) 建物の解体費用
- (2) 家具・備品等の購入及び設置のみに要する費用
- (3) 外構費用（車庫及び物置等の整備費用を含む）
- (4) 不動産手続きに係る手数料等の費用
- (5) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事及び災害等による保険給付金対象の工事費用
- (6) その他町長が不相当と認めた費用  
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする場合は、大和町三世代同居応援事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号。以下「申請書及び交付申請書」という。）に次の書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 対象事業に係る請負契約書の写し
- (2) 当該事業の位置図
- (3) 対象事業の着工前と完了後の写真及び図面等
- (4) 対象住宅の全部事項証明書
- (5) 事業に要した代金の支払いを確認できる書類の写し

- (6) 世帯全員分の町税等の未納がないことの証明書
  - (7) 同居する世帯全員分の住民票の写し
  - (8) 同居する世帯全員分の戸籍の全部事項証明書（謄本）
  - (9) 誓約書兼同意書（様式第2号）
  - (10) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による補助金の申請書及び実績報告書等の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現状調査を行い交付の可否を決定し、大和町三世帯同居応援事業補助金交付・不交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 町長は、補助金の交付決定は、予算の範囲内において行うものとする。

（補助金の交付）

第7条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、大和町三世帯同居応援事業補助金請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合は、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

（調査等）

第8条 町長は、この要綱に基づく対象事業に関して、必要な調査を行うことができる。  
（条件確認の届出）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から起算して、5年目の日の属する年度又は補助要件に該当しない事由が生じた場合は随時、大和町三世帯同居応援事業補助金の交付の条件を確認する届出（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けた者と同居している世帯全員分の住民票の写し
- (2) 世帯全員分の町税等に未納がないことの証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

（決定の取消及び補助金の返還）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反したとき及び前条の届出が提出され、次に該当すると認めるときは、補助金の全額又は一部の交付を取消し、返還を命じ、大和町三世帯同居応援事業補助金取消・返還通知書（様式第6号）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けてから5年以内に、やむを得ない場合を除き、自己都合により三世帯家族の同居を解消した場合は、全額返還とする
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段等により補助金を受領した場合は、全額返還とする
- (3) その他町長が返還を必要と認めた場合は、町長が認めた額を返還とする

2 補助金の交付を受けた者は、前項の通知を受けた場合は、町長の指示に従い速やかに補助金を返還しなければならない。

（書類の保管）

第11条 補助金の交付を受けた者は、この事業に係る書類等を事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から起算して、1年を経過する前に第4条3号の規定に基づく申請があった場合は、同号中「申請日から起算して過去1年以内」とあるのは「平成29年1月4日から申請日まで」と読み替えるものとする。

3 この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

6 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

7 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	対象事業	条件等
引越し事業	引越し業者（運送業者）と契約し支払いをした費用	
リフォーム工事業	居住部分の増築工事	通路等で接続させたものは対象外とする。
	屋根、外壁の改修、室内の改装、間取りの変更	
	ベランダ、サンルームの増築・改修工事	
	住宅の床張替、畳の取替工事	
	給排水衛生設備、換気設備、電気・ガス、給湯設備の設置、交換工事等	関連する居住部等の工事を伴う場合に限り対象とする。（当該設備の交換のみは対象外）
	浴室、トイレ、台所などの水まわり改修工事	
	室内建具、サッシ、玄関戸の取替工事	
	住宅の改修を含む下水道接続工事	
	耐震補強工事	町から耐震補強の補助金を受けている場合は、耐震補強に要する工事費用は対象外とする。
	断熱改修工事	
手すり設置、段差解消などの住宅内バリアフリー工事		
その他、町長が認めた工事		

別表第2（第5条関係）

種別		補助金額（上限額）	
		転入	転居
基礎額	三世代同居応援事業補助金の場合	50万円	25万円
	子育て世帯等移住・定住応援事業補助金を併用する場合	30万円	15万円
	空き家住宅購入支援事業補助金を併用する場合		

※事業費が上限額に達しない場合は実額を補助するものとする。

※1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

大和町三世帯同居応援事業補助金交付申請書及び実績報告書

年 月 日

大和町長 様

(補助対象者) 住所  
氏名  
電話番号

大和町三世帯同居応援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、子育て世代が多世代のふれあえる家庭環境を構築及び地域の活性化等を図ることを目的に次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 家族等の状況

対象住宅の所在地	大和町					
同居する世帯の状況	※年齢は申請日時時点で記入願います					
氏名（ふりがな）	生年月日	性別	年齢	続柄	住民登録 年月日	就学 区分
( )	. .		歳		. .	小学 年生
						中学 年生
( )	. .		歳		. .	小学 年生
						中学 年生
( )	. .		歳		. .	小学 年生
						中学 年生
( )	. .		歳		. .	小学 年生
						中学 年生
( )	. .		歳		. .	小学 年生
						中学 年生
( )	. .		歳		. .	小学 年生
						中学 年生



## 6. 特記事項

<p>※特段の事情等がある場合はご記入願います。</p>
------------------------------

## 7. 添付書類

- (1) 対象事業に係る請負契約書の写し
- (2) 対象事業の内訳が確認できる書類（様式任意）
- (3) 当該事業の位置図
- (4) 対象事業の着工前と完了後の写真及び図面等
- (5) 事業に要した代金の支払いを確認できる書類の写し
- (6) 対象住宅の全部事項証明書（リフォームの場合）
- (7) 世帯全員分の町税等の未納がないことの証明書
- (8) 同居する世帯全員分の住民票の写し
- (9) 同居する世帯全員分の戸籍の全部事項証明書（謄本）
- (10) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (11) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類



誓約書兼同意書

1. この要綱に定める必要な事項について、大和町が調査することに同意します。
2. 申請書の記載内容が事実と相違するとき又は補助の対象者、対象事業の要件を欠くことが判明した場合は、申請が無効とされても異議ありません。
3. 要綱第13条1項に基づく補助金交付の取消し、返還が命じられた場合は異議なく応じ、同条2項により受領した補助金を返還します。

上記内容について、誓約します。

年 月 日

大和町長 様

誓約者（補助対象者）

住 所

氏 名

印

住所  
氏名

大和町三世同居応援事業補助金交付・（不交付）決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました大和町三世同居応援事業補助金について、大和町三世同居応援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次の条件を付して交付します。〔交付しないこととしたので通知します。〕

年 月 日

大和町長 印

記

〔交付する場合

1. 交付決定額（確定額） 円
2. 交付の条件
  - (1) 地域行事等へ積極的に参加および協力を行うこと
  - (2) 補助金の交付を受けてから5年以内にやむを得ない場合を除き、自己都合により物件から転居、譲渡、賃貸した場合は全額返還すること。

〔交付しない場合

1. 交付しない理由 〕

大和町三世代同居応援事業補助金請求書

年 月 日

大和町長 様

(補助対象者) 住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定の通知のあった大和町三世代同居応援事業補助金について、大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の金額を交付されるよう請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 入金口座

金融機関名		店 名	
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			
生年月日	年 月 日		

※口座名義人は交付申請書の補助対象者と同一にしてください。

大和町三世代同居応援事業補助金の交付の条件を確認する届出

年 月 日

大和町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定の通知のあった大和町三世代同居応援事業補助金について、大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1. 確認事項

補助金交付から経過した年数	年
今後の三世代家族で同居する継続意志	有 ・ 無
町税等の滞納の有無	有 ・ 無
地域行事等への参加状況	※参加・協力した地域行事等を具体的に記入願います。
補助金の交付を受けてから本届出をするまでの期間の要綱に定める事項の変更の有無とその内容	有 ・ 無
特記事項	※特段の事情等がある場合はご記入願います。

2. 添付資料

- (1) 補助金の交付を受けた者と同居している世帯全員分の住民票の写し
- (2) 世帯全員分の未納がないことの証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

住所  
氏名

大和町三世代同居応援事業補助金取消・返還通知書

年 月 日付け大和町指令第 号で交付した大和町三世代同居応援事業補助金について、大和町三世代同居応援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次の理由により補助金の返還を求めます。

年 月 日

大和町長 印

記

1. 補助金の返還を求める理由
2. 返還を求める金額 円
3. 返還期限 年 月 日
4. 返還方法 別紙納入通知書により納入してください。